

令和5年度 高知県スタートアップ支援員
(高知県産学官民連携課地域おこし協力隊) 募集要項

高知県は、美しく豊かな自然に恵まれ、よさこい祭りに代表される個性豊かな地域の文化を発展させてきました。

一方で、時代の大きな流れでもある人口減少や少子高齢化、それに伴う経済の縮み等の課題を抱える中、本県では産業振興や雇用創出に寄与する新たなビジネスの創出や、スタートアップの発掘・成長支援等の取組を進めています。

今後、こうした取組をさらに推進するため、これまでに培った知識や経験、行動力を生かして起業支援や起業家の発掘・成長支援に関する業務に意欲的に取り組んでいただくとともに、活動期間を通じて起業アイデアの検討や起業ノウハウの習得を行い、任期後は自らも本県での起業を目指していただける「地域おこし協力隊員」を募集します。

1 業務内容

- (1) 起業支援プラットフォーム「こうちスタートアップパーク (KSP)」に関すること
- (2) 起業気運の醸成に向けた学生の起業家教育に関すること
- (3) 起業家の発掘及びスケールアップを目指す起業家の成長支援に関すること
- (4) 起業家同士が交流を図る場の創出に関すること
- (5) その他、本県の起業支援に関すること

※業務内容の詳細については、別紙をご参照ください。

2 任用形態及び期間

- (1) 任用形態：高知県庁の会計年度任用職員として任用（パートタイム）
- (2) 任用期間：採用日から令和6年3月31日まで
※1年度単位で最大2回（最長で令和8年3月31日）まで再度の任用が可能
※採用予定日については、合格者と調整の上、決定いたします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中であっても任用を取り消すことがあります。

3 勤務条件

- (1) 給与等
 - ①給与（月額）：122,925円から155,025円（職歴等により決定します）
 - ②期末手当：有り（6月と12月に支給）
 - ③通勤手当：有り（通勤手当相当額を支給）
 - ④時間外勤務手当：有り（上限有り）
 - ⑤社会保険等：有り（健康保険・厚生年金・雇用保険に加入）※高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱の定めによる。

- (2) 勤務地

高知県庁産業振興推進部産学官民連携課

（高知市永国寺町6番28号）

高知県立大学・高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟1階）

- (3) 勤務日数
令和5年度勤務日数 182日（月14日～16日勤務）
※原則、土曜日、日曜日及び祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。
※勤務日数は、採用日によって異なります
- (4) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分まで（うち1時間は休憩）
- (5) 休暇
年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（夏期休暇）等
- (6) 福利厚生、サービス等
高知県会計年度任用職員の任用、給与、サービス等に関する要綱の定めによる。
※勤務日以外は、事前協議の上で副業・兼業を行うことが可能です。
- (7) 住居
高知県職員住宅の有償貸与が可能（家賃等は本人負担）。
- (8) その他
活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与

4 採用予定数

1名

5 応募及び採用

(1) 応募期間

随時

(2) 応募要件

次に掲げる要件の全てに該当する方

ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等から、生活の拠点を県内に移し、住民票を異動できる者

※地域要件は、国の地域おこし協力隊推進要綱に係る

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとします。

詳細は総務省のHPで確認していただくか、「6お申し込み・問い合わせ先」までお問い合わせください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf

イ 普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方

ウ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

カ 任期中に起業アイデアの検討や起業ノウハウの習得を行い、任期終了後に



自らも本県での起業を目指していただける方

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次のア及びイの書類を添えて、「6 お申し込み・お問い合わせ先」まで直接持参、又は郵送でお申し込みください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）により、取得した個人情報は本採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

ア 所定の応募用紙（写真添付）

イ 住民票の抄本

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行います。選考結果は「5.（1）応募期間」の締切後、1週間以内を目安に文書で通知します。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの結果通知と併せてお知らせします。

ウ 採用

最終結果報告は、面接後概ね2週間以内に文書で通知します。

採用決定以降、早めに勤務を開始していただくことが望ましいですが、採用担当者にご相談いただいたうえで、勤務開始日を決定します。

エ その他

選考結果等に対する問い合わせは、一切受け付けません。

6 お申し込み・お問い合わせ先

高知県庁産業振興推進部産学官民連携課（担当：山本、田所）

〒780-0850

高知県高知市永国寺町6番28号

（高知県立大学・高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟1階）

TEL：088-823-9781

FAX：088-821-7112

E-Mail：121701@ken.pref.kochi.lg.jp

別紙

1 業務内容詳細

(1) 起業支援プラットフォーム「こうちスタートアップパーク (KSP)」に関する こと

高知県が主催する起業支援プラットフォームです。これから起業を目指す方を対象に起業相談をベースに準備段階に応じた各種プログラムを実施しています。

本業務では、主にセミナーやプログラムの広報等の業務をしていただきながら、イベント当日の運営を通じて、起業を目指す方とのコミュニティ形成が可能です。

なお、各種イベントは、原則土曜日又は日曜日の開催となります。

(2) 起業気運の醸成に向けた学生の起業家教育に関する こと

高知県では、将来の選択肢のひとつとして起業があることを広く認知してもらうことを目的とし、小学生、中学生及び高校生向けに起業体験ワークショップ等の起業に触れるイベントを実施しています。

本業務では、イベントに向けた準備から当日の運営まで、イベントに関する全ての業務を主担当として取り組んでいただきます。

(3) 起業家の発掘及びスケールアップを目指す起業家の成長支援に関する こと

高知県では、起業を目指す方の支援と同時に、既に起業した方がさらにスケールアップ（事業規模拡大）を目指す際の成長支援も実施しています。

本業務では、当課が実施する成長支援事業の補助をしていただきながら、県内外の起業家とのコミュニティ形成が可能です。

(4) 起業家同士が交流を図る場の創出に関する こと

高知県では、起業家同士や起業を目指す方が日常的に交流を図れる場として、課のスペースを一部、一般開放しています。

本業務では、より円滑な交流を図っていただくための企画等を行っていただくとともに、ご自身が中心となって交流していただきます。

(5) その他、本県の起業支援に関する こと

高知県では、民間の起業支援団体と連携して、県全体の起業機運の醸成を図っています。民間事業者が開催するイベント等に参加し、起業家とのネットワーキングも可能です。※一部、業務外での参加となる場合があります。